

改正

平成12年6月28日告示第53号
平成19年4月2日告示第31号の2
平成23年4月20日告示66号
平成26年3月27日告示第19号

鳥羽市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、工事請負契約に係る検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び修繕工事であつて、請負契約金額が1件130万円以上のものをいう。
- (2) 工事担当課長 鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）に定める課の長、教育長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会書記長、監査委員事務局長及び会計課長のうち工事の施行を主管する課長をいう。
- (3) 監督員 請負者の施行する工事について、契約の適正な履行を確保するため必要な指示、監督を行う職員をいう。
- (4) 請負者 規則の規定に基づく契約の相手方をいう。

(専門検査員)

第3条 本市が執行する工事について、契約の適正な履行を確認するために専門検査員をおく。

2 専門検査員は、検査担当副参事又は市長が命じた職員とし、これらの者のうちから専門検査員（総括）を命ずる。

3 工事の検査は、専門検査員が行う。

(検査の種類)

第4条 工事検査の種類とその内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査 契約書、設計書及びその他関係書類に基づき、工事が完成したときに行うものとする。
- (2) 中間検査 工事の施工の途中において専門検査員が必要であると認める場合、又は請負者及び工事担当課長から要請があった場合に行うものとする。
- (3) 出来高部分検査 出来高を調査するために行うもので工事費用の部分払いをしようとするときに行うものとする。

(検査基準)

第5条 検査を実施するにあつての必要な技術的基準は、別に定めるものとする。

(専門検査員の権限)

第6条 専門検査員は、工程表及び検査基準に基づき工事の改善を図るため、工事担当課長及び監督員又は請負者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

2 専門検査員は、検査にあたり必要があるときは、監督員及び請負者に対して当該工事に関する説明を求め、又は検査目的物の必要最小限度の破壊、その他の措置を要求することができる。

(検査実施の手続)

第7条 工事担当課長は、工事の請負契約の締結を行った場合は、直ちに工事届、工事請負契約（写）及び工程表を専門検査員（総括）に提出しなければならない。

2 工事担当課長は、第4条に規定する工事検査を受けようとするときは、工事検査要求書（様式第1号）に必要な事項を記載し専門検査員（総括）に提出しなければならない。ただし、完成検査の場合は、請負者提出の工事完成報告書（写）を添付するものとする。

3 専門検査員（総括）は、前項の工事検査要求書を受理したときは、検査実施について、検査実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 当該工事の監督員及び請負者は、検査に立会い、監督員は、専門検査員の指示に従わなければならない。

(検査の結果等)

第9条 専門検査員は、検査の結果を次により工事担当課長に通知するものとする。

(1) 出来高部分検査の場合は、出来高調書(規則様式第8号)

(2) 中間検査の場合は、中間検査認定通知書(様式第4号)

(3) 完成検査の場合、完成検査合格通知書(様式第5号)及び検査調書(規則様式第7号)

2 工事担当課長は、前項の通知を受領したときは、当該工事を担当する監督員及び請負者にその旨を通知するものとする。

3 検査の結果、不合格の部分がある場合は、請負者に対してその不合格の部分について工事担当課長と協議のうえ、期間を定め、手直し工事指示書(様式第6号)により指示するものとする。

4 前項の手直し工事が完了した場合は、再検査要求書(様式第7号)に請負者提出の手直し工事完成報告書(様式第8号)を添え、専門検査員に提出し、改めて検査を受けるものとする。

(検査報告)

第10条 専門検査員は、検査を終了した場合、市長に検査合格報告書(様式第9号)及び工事成績調書(様式第10号)を提出し、報告しなければならない。

(書類の判定)

第11条 専門検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事でその適否の判定が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聴取するとともに、記録、写真、資料、その他関係書類に基づいて判定することができる。

(工事検査台帳)

第12条 専門検査員(総括)は、工事検査台帳(様式第11号)を作成し、契約書等により工程の進ちよく状況等を常に把握しておかなければならない。

(文書の経由)

第13条 検査に係る通知又は提出に係る書類は、すべて工事担当課長を経由するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成12年6月28日告示第53号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月2日告示第31号の2)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年4月20日告示第66号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第19号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

工 事 検 査 要 求 書

年 月 日

様

工事担当課長

下記工事の検査を要求します。

検 査 の 種 類	完成検査、中間検査第 回、出来高部分検査第 回
工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 町 丁目
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 者	
監 督 員	
検 査 希 望 日	年 月 日
備 考 (工事進ちよく状況等)	

検査実施通知書

検 第 号
年 月 日

工事担当課長 様

検査員

下記のとおり 検査を実施いたしますから通知します。

検 査 年 月 日	年 月 日
担 当 検 査 員	
工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 町 丁目
指 示 事 項	

様式第4号（第9条関係）

中間検査認定通知書

検 第 _____ 号
年 月 日

工事担当課長 _____ 様

検査員

下記の工事について、中間検査の結果、設計書のとおり施行されていることを認定いたします。

工 事 名		
工 事 場 所		鳥羽市 _____ 町 _____ 丁目
検 査 年 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
立 会 人	請 負 者	
	監 督 員	
担 当 検 査 員		
備 考		

完成検査合格通知書

検 第 _____ 号
年 月 日

工事担当課長 _____ 様

検査員

下記の工事について検査の結果、契約書等のおり施行されていることを認めます。

工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 _____ 町 _____ 丁目
契 約 金 額	_____ 円
契 約 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
工 期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
検 査 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
立 会 人	請 負 者
	監 督 員
担 当 検 査 員	
備 考	

手直し工事指示書

検 第 号
年 月 日

請負者 様

鳥羽市長

下記の工事について 検査の結果、下記の事項について手直しするよう指示する。

工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 町丁目
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
立 会 人	請 負 者
	監 督 員
担 当 検 査 員	
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し事項	

再 検 査 要 求 書

年 月 日

様

工事担当課長

年 月 日付け検第 号の手直し工事指示書に基づく工事が完成いたしましたので再検査を要求します。

工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 町 丁目
契 約 金 額	円
請 負 者	
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し工事完成年月日	年 月 日
監 督 員	
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日

手直し工事完成報告書

年 月 日

鳥羽市長

様

住所
請負者
氏名

印

下記工事について、手直し工事が完成しましたので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	鳥羽市 町 丁目
契 約 金 額	円
手直し指示者(検査員)	
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し工事完成年月日	年 月 日
手 直 し 措 置 事 項	

様式第9号（第10条関係）

市長	副市長	担当課長

検査合格報告書

検 第 号
年 月 日

鳥羽市長 様

検査員

下記の工事について検査の結果、契約書等のおり施行されていることを認めます。

工 事 名		
工 事 場 所	鳥羽市	町 丁目
契 約 金 額	円	
契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
請 負 者		
検 査 年 月 日	年 月 日	
立 会 人	請 負 者	
	監 督 員	
手 直 し 工 事		
備 考		

